

平成29年第14回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成29年12月20日(水) 午後3時00分～午後4時15分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	田村 修一
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	高橋 修二
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	岡田 篤
	学校教育推進員	高橋 康伸
	学校教育推進員	中村 吉昭

4 議 事

承認第7号 専決処分した事件の承認について
(幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例)

報告第15号 平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第16号 第3期幕別町子どもの読書活動推進計画(原案)について

議案第53号 平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第54号 平成30年度幕別町一般会計予算の要求について

議案第55号 平成29年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について

議案第56号 幕別町就学援助運用要綱の全部改正

議案第57号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第14回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第13回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第13回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(岡田 直之) 1点事務報告をさせていただきます。

本日は、平成29年第4回町議会定例会での、一般質問につきまして事務報告をさせていただきます。

事務報告資料をご覧くださいと思います。

第4回定例会が、12月1日に開会され、22日までの日程で開会されているところであります。本定例会において、一般質問は11名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、4名の議員から質問がありましたので、その概要をご説明いたします

3ページをご覧くださいと思います。通告順2番、小田議員からは、「道徳の教科化に関わり柔軟な学びの展開を」と題し、4項目の質問がありました。

7ページをご覧くださいと思います。通告順3番、谷口議員から、「町内高等学校の再編統合の進捗状況は」と題し、1項目の質問がありました。

11ページをご覧くださいと思います。通告順5番、内山議員から、「歴史の散歩道「黒田温泉跡地」のアカマツの保存について」3項目、「江陵高校の通学路の安全対策について」1項目、「子ども110番の家について」2項目の質問がありました。

20ページをご覧くださいと思います。通告順9番、中橋議員から、「来年度からの小中一貫モデル校事業の実施は更なる検討を」と題し7項目、「新年度の小学3年生からの外国語活動の対応は」と題し1項目の質問があったところであります。

教育長からは、資料にありますとおり答弁しておりますので、詳細につきましては、お手元の答弁書をご覧くださいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

田村教育長 次に議件に入ります。

日程第5、承認第7号専決処分した事件の承認について（幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例）説明を求めます。

生涯学習課長(石野 郁也) 承認第7号専決処分した事件の承認について（幕別町百年記念ホール条例の一部を改正する条例）ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

専決処分した内容につきましては、幕別町百年記念ホール条例の一部を改正するものであります。本改正につきましては、町の休日の定める条例の規制により、平成30年度から、年末年始の休日の変更になることに伴い幕別町百年記念ホールの休館日を変更しようとするものであります。町におきまして12月13日に議会に追加提案することになりましたことから、教育委員会会議を開催する暇がございませんため、同日付で専決処分をさせていただいたものであります。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

はじめに新旧対照表になりますが、今回改正する条文のみ説明させていただきます。第4条の表になりますが、休館日の項第2号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改めるものであります。附則についてであります。本条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご承認のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 教育委員会に係る全ての業務が12月29日から1月3日までの休みとなるのでしょうか。

生涯学習課長(石野 郁也) 一部の施設で12月30日から1月5日となっているものもありますが、基本的には揃えるものとして考えております。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

(ありません)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第7号につきまして原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、承認第6号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に日程第6、報告第15号平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

教育部長(岡田 直之) 報告第15号平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求結果についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧くださいと思います。

平成29年度第4回町議会定例会が、12月1日に開会し、12月22日までを会期として開会されたところであります。

本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果について、変更となった予算についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に4,456万円の追加を要求したところであります。98万6千円を減額し、4,357万4千円増額し、予算総額を14億5,159万7千円とし、第4回定例会で議決をいただいたところであります。

1項教育総務費要求額2,676万6千円に対し、37万1千円減額し、2,639万5千円としたところであります。4目スクールバス管理費要求額520万1千円に対し、7万7千円減額し、512万4千円としたところであります。6目学校給食センター管理費要求額2,085万円に対し、29万4千円減額し、2,055万6千円としたところであります。減額につきましては修繕料であります。予算の範囲内で修繕を行い、不足の際には今後の補正で対応したいと考えております。

2項小学校費要求額555万5千円に対し、1万1千円減額し、554万4千円としたところであります。1目学校管理費要求額433万7千円に対し、1万1千円減額し、432万6千円としたところであります。予算査定における減額であります。

3項中学校費要求額745万5千円に対し、1万円減額し、744万5千円としたところであります。1目学校管理費要求額508万5千円に対し、1万円減額し、507万5千円としたところであります。予算査定における減額であります。5項社会教育費要求額212万3千円に対し、13万9千円減額し、198万4千円としたところであります。3目町民会館費要求額111万1千円に対し、13万9千円減額し、97万2千円としたところであります。減額につきましては修繕料であります。予算の範囲内で修繕を行い、不足の際には今後の補正で対応したいと考えております。

6項保健体育費要求額255万9千円に対し、45万5千円減額し、210万4千円としたところであります。1目保健体育総務費要求額42万円に対し、0円としたところであります。

減額につきましては全道・全国大会参加奨励金であります。予算の範囲内で支出を行い、不足の際には今後の補正で対応したいと考えております。2目体育施設費要求額213万9千円に対し、3万5千円減額し、210万4千円としたところでありますが、予算査定における減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

田村教育長 質疑なしと認め、報告第15号につきましては報告のとおりといたします。

次に日程第7、報告第16号第3期幕別町子どもの読書活動推進計画（原案）についてについて説明を求めます。

図書館長（武田 健吾） 報告第16号第3期幕別町子どもの読書活動推進計画（原案）についてご報告申し上げます。

議案書の5ページ及び別にお配りしております計画冊子をご覧くださいと思います。

本件につきましては、平成29年10月19日に本教育委員会会議におきまして、計画策定の目的、主旨など基本的な考え方や策定スケジュールなどについて、ご報告させていただきましたが、その後、図書館アドバイザー会議を2回開催しアドバイザーへの説明、意見交換を行ったほか、社会教育委員会におきても説明し、この度原案を取りまとめたところであります。

冊子の1ページをご覧くださいと思います。第1章は1ページから2ページになりますが、1の基本理念から6の計画の指標まで基本的な考えを掲載しております。計画では1の基本理念にあります、すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所で、主体的・能動的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を整えていく、これに基づきまして今後目指す姿にあります、読書の機会をふんだんに、読書の感想を整える、読書活動を広げるの3つの観点で子どもの読書活動を5カ年計画で推進していきたいと考えております。

冊子の5ページをご覧くださいと思います。3の第2期計画における成果と課題といたしましては、家庭・地域での読書活動においては平成15年から取り組んでおりますマイファーストブックサポートが読書の習慣化に役立っていると推測ができるアンケート結果になったこと、学校図書館の整備・充実においては、小学校6校・中学校4校において学校図書館のリフォームやディスプレイの改装のお手伝いをしたことにより、利用者が増え、図書委員やPTAボランティア等の活発につながったこと、幕別町図書館の整備・充実においては、近隣3町との連携事業で、参加型のイベントを活発化し本と触れ合う機会の拡充に努めたことなどを挙げております。

課題といたしましては、学校等での読書活動においては、図書館のホームページを現在の情報発信の場から一歩進めて、情報交換の場としても活用していく必要があること、また、学校図書館の整備・整備充実においては、取組の目標値で学校図書館の図書標準達成率が目標値に近い達成率となっておりますが、情報が古い、時勢に合わない等の課題が挙げられていることから、学校の先生が図書委員と連携を深め、蔵書構成の再検討を進める必要があること、幕別町図書館の整備・充実においては、ボランティア団体との更なる連携や、図書館サポーターとの協力を得た郷土資料の収集を進めることが今後、肝要となることから、図書館に関わっていただいている方々や団体等の育成支援する制度が必要であることを挙げております。次に、取組の目標値においては、第2計画において設定した目標値の達成状況を掲載しておりますが、学校図書館の図書標準達成率においては目標値に近い達成率となっております。図書館の児童図書・蔵書冊数と図書館の18歳未満1人当たりの貸出冊数においては、目標値を上回る達成状況となっております。次に、図書館の18歳未満利用登録率においては、目標値を下回る数値となっておりますが、この原因は登録率の計算方法を変更したものであり、目標値設定状況の計算方法で計算いたしますと、平成26年度で99.1%となり、既に達成

している状況となっております。次に「本を読むのが好き！」な児童生徒の割合においては、小中学生とも目標値には及んでおりません。

冊子の9ページをご覧くださいと思います。第3期計画では、読書の機会をふんだんに、読書の環境を整える、読書活動を広げるの3つの観点で読書活動を推進しており、具体的な取組といたしまして、まず、読書の機会をふんだんにについてであります。未就学児を対象とした具体的な取組といたしましては、「マイファーストブックサポート」の継続とそのフォローアップに重きを置き、絵本セットの充実、ブックリストの細かな更新や図書館サポーターによる読み聞かせを行うなど保育所、幼稚園と連携した取組を推進していきたいと考えております。保護者を対象とした具体的な取組といたしましては、子どもの発達段階に応じた子育てに関する本のセット貸出の実施、子育て相談で訪れる機会が多い公共施設に、貸出用図書を常設するよう努めるとともに、0～3歳児向けのおはなし会を開催していきたいと考えております。小中学生を対象とした具体的な取組といたしましては、本に関わる様々なイベントを開催や取組を行うことにより、本を読むきっかけ作りや、本を読む楽しさを伝えるとともに、ICTツールを活用した児童向けの郷土資料の編集やデジタル化の実現を目指すとともに、郷土学習の支援にも努めてまいりたいと考えております。また、特別な支援を必要とする子どもが、豊かな読書活動ができるよう、個々の状況に応じた資料の整備を行うとともに、さまざまなサービスのあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、読書の環境を整えるについてであります。学校図書館の整備・充実の具体的な取組といたしましては、「学校図書館運営の手引」の小学校版の更新及び中学生版の作成の取組、また、平成26年度6月の学校図書館法の一部改正により学校図書館司書の配置が義務付けられたことから、その配置を検討するとともに学校図書館担当の先生と意見交換をしながら、読書活動の推進や読書活動の環境の更なる充実に努めてまいります。図書館における具体的な取組といたしましては、図書館運営に係るボランティア団体の組織化を図り、地域の人材の力を生かして、総合的・計画的な子どもの読書活動を推進いたします。また、家庭における読書週間の定着化の一助として、「子育て支援」のコーナーの充実を図るなど、子育てに関するあらゆる情報を収集・発信に努めてまいりたいと考えております。移動図書館の巡回により、身近に本がある環境づくりを進めるとともに、ホームページ上に意見交換の場を設けるなど、読書に親しみやすい環境を進めていきたいと考えております。子どもの読書活動を進める体制の整備の具体的な取組といたしましては、保健課やこども課といった子育てに関係する部署とより一層連携するとともに、本を子どもに手渡す役割にある人が、それぞれの専門外における子どもの発達段階に関する知識を得られるよう、情報共有や協議、または支援する機会を設けていきたいと考えております。また、ボランティアの方々が定期的な読み聞かせや幼稚園や保育園へ訪問を行うとともに、図書館においては定期的な「絵本相談」を実施し、職員においても各種研修への参加、自主研修の実施に努め資質向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、読書活動を広げるについてであります。読書意欲を高める事業と広報の推進の具体的な取組といたしましては、読書への興味や関心をより深めるために、「図書館だよりスワディ」の内容の充実を図るとともに、さまざまなメディアを通じて図書館や読書活動に関する情報を積極的に発信してまいります。また、図書館司書や図書館サポーターによる出前講座や学校との協議事業の実施、子どもの読書週間・秋の読書週間に、POP・本のキャッチコピーのコンテストを開催し、本に興味を持つ契機につなげてまいりたいと考えております。また移動図書館の運休時には、子どもに係る各イベント・施設に出向き、読み聞かせや本の貸し出しを行うなど、図書館側からの積極的な働きかけを行い、読書活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

冊子の14ページをご覧くださいと思います。読書アンケートについて記載させていただいております。まず本を読むのが好きと答えた児童生徒は、どちらかといえば好きと答えた児童生徒も含まれますと、小中学生とも8割以上となっております。次に、普段、学校がある日に本を読む児童生徒は7割以上となっておりますが、その反面、読まないと答えた児童生徒が5人に1人程度おり、休みの日となると更にその割合が高くなっております。また、1カ月の間に本を全く読まない児童生徒の割合は、小学生では14.4%ですが中学生になると27.1%と小学生と比較しますと高い割合になっております。その理由といたしまして順に説明いたしますと、他にやりたいことがあるが25.4%、次に、勉強、部活動、塾、習いごとで時間がないが20.2%、次に、読みたい本がなかったが13.9%となっております。次に、図書館や本屋に行く頻度についてであります。中学生において学校図書館に行かないと答えた割合が29.9%と小学生の8.3%と比較しますと高い割合となっております。その理由といたしまして順に説明いたしますと、休み時間内に行く暇がない。次に、休み時間は他のことをしたい。最後に、図書室に読みたい本がないとなっております。

以上が、第3期計画の原案でございます。今後につきましては、平成30年1月9日から2月7日までパブリックコメントを行い、町民の皆様のご意見をいただいた後に図書館アドバイザー会議において報告、協議を行い2月下旬を目途に提案をとりまとめ、3月の本教育委員会会議のお諮りしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

國安委員 図書館利用の点で子どもを重要視することは素晴らしいことですが、家族全体でも楽しめることも重要だと考えますので、その点を今後は考慮していただけないでしょうか。

図書館長(武田 健吾) 子育て支援の充実という点で考慮はしておりますが、引き続き家族全体の充実を図りたいと考えております。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

(ありません)

田村教育長 質疑なしと認め、報告第16号につきましては報告のとおりといたします。

次に日程第8、議案第53号平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(岡田 直之) 議案第53号平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧くださいと思います。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に225万円を追加し、予算の総額を14億5,384万7千円とするものであります。

6項保健体育費225万円を追加するものであります。1目保健体育総務費225万円ですが、負担金補助及び交付金の225万円は、町内のスケート選手が平昌オリンピックに出場する可能性が高いことから、出場の際に選手を応援するために組織される予定であります実行委員会の運営に係る補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第53号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第53号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第9、議案第54号平成30年度幕別町一般会計予算の要求について説明を求めます。

教育部長（岡田 直之） 議案第54号平成30年度幕別町一般会計予算の要求についてご説明申し上げます。

議案書の7ページと別添の説明資料をご覧いただきたいと思います。

平成30年度一般会計予算について、教育委員会として幕別町長に要求するものであります。説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

10款教育費の本年度予算要求の総額であります。本年度要求額Aの欄に要求総額を記載しておりますが、15億3,007万2千円であります。前年度予算との比較であります。前年度予算額B欄の13億8,532万1千円と比較しますと、1億4,475万1千円の増額となっております。

1項教育総務費本年度要求額5億8,687万8千円、前年度予算比3,430万円の増であります。1目教育委員会費231万4千円であり、前年と同額であります。教育委員会の運営に要する費用であります。2目事務局費5,436万9千円、前年比20万2千円の増であります。臨時職員等の賃金改定による増が主なものであります。3目教育財産費8,703万1千円、前年比2,813万9千円の減であります。工事請負費の減が主なものであります。新年度につきましては、札内南小学校の増築工事等を予定しております。4目スクールバス管理費1億2,998万8千円、前年比2,925万円の増であります。スクールバス運行委託料及び美川線のスクールバス購入に伴う増が主なものであります。5目国際化教育推進事業費1,384万9千円、国際交流員2名分の賃金が主なものであります。前年比146万4千円の増であります。6目学校給食センター管理費2億9,932万7千円、前年比3,152万3千円の増であります。新年度に実施予定の忠類学校給食センター調理室空調設備設置工事及び幕別学校給食センタースチームコンベクション更新工事等の事業費の増が主な要因であります。今後におきましても、計画的に機器の更新を行ってまいります。

2項小学校費本年度予算要求額2億6,632万2千円、前年度予算比3,844万1千円の増であります。1目学校管理費2億25万3千円、前年比2,837万8千円の増であります。人件費の上昇に伴う学校管理業務委託料の増が主なものであります。2目教育振興費6,606万9千円、前年比1,006万3千円の増であります。道徳の教科化に伴う教師用教科書及び指導書の購入に要する費用、平成28年度から3か年計画で行っております。学校ICT整備計画に基づく整備に要する費用の増が主なものであります。3項中学校費本年度予算要求額2億647万7千円、前年比3,659万9千円の増であります。1目学校管理費1億3,671万8千円、前年比2,646万1千円の増であります。人件費の上昇に伴う学校管理業務委託料の増が主なものであります。2目教育振興費6,975万9千円、前年比1,013万8千円の増であります。学校ICT整備計画に基づく整備に要する費用及び小中一貫教育の推進に係る費用の増が主なものであります。

4項幼稚園費本年度予算要求額5,080万2千円、前年比318万9千円の増であります。1目幼稚園管理費1,673万4千円、前年比323万8千円の増であります。代替職員及び特別支援教育支援員の賃金改訂に伴う増及び人件費の上昇に伴う幼稚園管理業務委託料の増が主なものであります。2目教育振興費3,406万8千円、前年比4万9千円の減であります。本目につきましては、就園奨励に係る扶助費が主なものであります。

5項社会教育費本年度要求額2億4,774万4千円、前年比2,979万3千円の減であります。1目社会教育総務費1,189万8千円、前年比249万5千円の減であります。小学生国内研修事業は、隔年で実施しておりますことから、新年度は、埼玉県上尾市、高知県中土佐町及び神奈川県開成町の小学生の受入れを行うこととなり、派遣に要する費用が発生しないため減額となるものであります。2目公民館費991万2千円、前年比19万6千円の増であります。しらかば大学の専門科目新設に伴う初度備品の整備に要する費用の増が主なものであります。3目町民会館費2,601万4千円、前年比781万9千円の増であります。管理業務委託料及び

高圧変圧器更新工事費の増が主なものであります。4目郷土館費744万2千円、前年比138万8千円の増であります。ふるさと館地下貯蔵タンク砂充填工事の実施に伴う増が主なものであります。5目ナウマン象記念館管理費1,221万5千円、前年比177万4千円の増であります。ナウマン象記念館が開館30周年を迎えますことから、記念企画展の開催に係る費用及び修繕に要する費用の増が主なものであります。6目集団研修施設費181万9千円、前年比3万円の増であります。施設の特別清掃に要する費用の増が主なものであります。7目図書館管理費4,729万7千円、前年比146万1千円の減であります。図書館システム購入に係る償還金の償還終了による減が主なものであります。次年度につきましても、引き続き「図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業」を実施してまいります。8目百年記念ホール管理費1億3,114万7千円、前年比3,704万4千円の減であります。百年記念ホール改修計画に基づき平成25年度から計画的に改修を行っておりますが、次年度につきましては、屋上防水改修工事及び外壁塗装改修工事を計画しており、それらに要する費用の減が主なものであります。

6項保健体育費本年度要求額1億7,184万9千円、前年比6,201万5千円の増であります。1目保健体育総務費1,351万3千円、前年比311万8千円の増であります。慶應義塾大学野球部による夏季合宿が町内で予定されておりますことから、受入れに伴う費用負担補助の増が主なものであります。2目体育施設費1億5,833万6千円、前年比5,889万7千円の増であります。各施設の修繕費及び農業者トレーニングセンター改修工事実施設計委託料、札内スポーツセンターテニスコート改修工事、札内スポーツセンター床ウレタン塗装工事等の実施に伴う費用の増が主なものであります。

以上、平成30年度予算について町長に要求するものであります。教育費に関する主要事業につきましては、3ページから6ページに記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 異議なしと認め、議案第54号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第10、議案第55号平成29年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について説明を求めます。

学校教育課長(高橋 修二) 議案第55号平成29年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧いただきたいと思っております。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」につきましては、ページの下段にありますとおり、毎年、小学校5年生と中学校2年生を対象に、「握力」や「上体起こし」などの8種目の実技調査及び運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査を実施しているところであります。

調査の結果公表につきましては、議案に記載のとおり「全国学力・学習状況等調査」の結果公表と同様に、文部科学省において、平成26年度から市町村教育委員会のそれぞれの判断で、当該調査に関わる実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能にしているところであります。

しかしながら、本町の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表につきましては、これにとらわれず、教育上の影響等を考慮し、従来から「学力・学習状況等調査」の公表方法と同様に、広報紙を利用して、小学生及び中学生全体の分析や成果を、体力合計点や順位等の数値を使わない文章表現で行い、種目ごとの結果につきましても、「上回っている」、「下回っている」などの文章で、表現をしているところであります。

また、あわせて北海道教育委員会による全国体力・運動能力、運動習慣等調査の北海道版、

結果報告に伴う公表も行っておりますが、平成29年度におきましても、従来と同様に、それぞれ種目の領域ごとの結果を表したグラフやレーダーチャートにて、本町の状況を公表し、また、児童や学校の質問紙調査における分析等の公表を予定しているところであります。

つきましては、これらを踏まえ、平成29年度におきましても、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表は、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果につきましても、体力合計点や順位等の数値を用いず、文章やグラフ等をもって傾向の説明を行おうとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

小尾委員 広報で数値を公表するとのことですが、教育委員会として各学校にどのように意識の向上を働きかける予定なのでしょうか。

学校教育課長（高橋 修二） 調査対象は小学校5年生と中学校2年生ではございますが、各学校においては全学年で体力テストの取組を行っております。また、教育委員会といたしましては学校内で気軽に運動が出来るような環境整備を整えているところであります。また、結果公表を踏まえまして、各学校には弱い部分を克服するための取組を行っていただいているところであります。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

（ありません）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第55号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

田村教育長 異議なしと認め、議案第55号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第11、議案第56号幕別町就学援助運用要綱の全部改正について説明を求めます。

学校教育課長（高橋 修二） 議案第56号幕別町就学援助運用要綱の全部改正についてご説明申し上げます。議案第56号幕別町就学援助運用要綱についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧くださいと思います。

本議案は「幕別町就学援助運用要綱」の全部を改正しようとするものであります。

「幕別町就学援助運用要綱」は、平成15年3月の制定から約15年が経過し、その間、国の制度も大きく変わり、各自治体において認定要件や費目、金額を決めることができるようになったところであります。

近年は、新小学1年生、中学1年生に給与される新入学児童生徒学用品費について、6月支給を新入学前の前年度中に支給する市町村が、全国的に多くなってまいりましたことから、本町におきましても、新小学中学1年生の準備に伴う新入学児童生徒学用品費を前年度中に支給しようとするものであります。

また、改正に当たり文言などを含めた要綱内容の整理を行いましたことから、一部改正ではなく全部改正としたところであります。

議案書の11ページの第10条の規定をご覧くださいと思います。

今回の新入学児童生徒学用品費の前年度中の支給に伴い、新たに要綱に追加したものであります。内容といたしましては、新入学児童生徒学用品費の認定及び給与における特例としております。

第10条第1項におきましては、新入学児童生徒学用品費に限り認定された場合については、従来の6月ではなく前年の3月までに支給をするというものであります。また、従来の小中学生その他に就学前児童の保護者も対象とする規定をするものであります。

次に、第10条第2項におきましては、認定の判定であります収入認定でございますが、これにつきましては第7条に規定しておりますが、前年度のという部分につきましては、前々年度と読み替えて認定を行うものであります。

次に、第10条第3項におきましては、第1条、前々年度の所得において認定された場合については、翌年の入学後、前年度の所得において否認定となった場合につきましても、前々年3月に支給した新入学児童生徒学用品費の部分につきましても返還を求めないとするものであります。

次に、第10条第4項におきましては、前々年度の所得によって判定で否認定となった場合の保護者の方については、改めて前年度の所得におきまして審査をした結果、認定となった場合につきましても、新入学児童生徒学用品費の部分も含めて他の費目と併せて支出をするものであります。

次に、第10条第5項におきましては、前々年度の所得により新入学児童生徒学用品費の給付を受けた後、町外へ転出した場合につきましても、転出先の自治体に対して既に新入学児童生徒学用品費の支給を行っているという旨の通知をするものであります。

以上が新たに追加させていただいた点でございます。

今回の改正に伴いまして、今後の予定といたしましては、新小学1年生、新中学1年生の保護者から申請を受け、1月下旬の教育委員会会議におきまして、認定の審議をお願いし、2月中旬の支給を予定しているものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 否認定となった場合返還を求めないとのことですが、それでは誰でも申請できることになり申請の数が多すぎる状況に陥るのではないのでしょうか。また、転出をしてきた場合の記載はありますが、転入してきた場合の対応はどのような対応を取られるのでしょうか。

学校教育課長（高橋 修二） まず、第10条第3項の部分の返還を求めないという部分につきましては、例えば支給後、転出や翌年の審査におきまして否認定となる場合があり、本来ならば返還していただくこととなりますが、一度支給した後に返還を求めることは難しい点があり、内部におきまして検討させていただいた結果、やむをえないものとして返還を求めないということで考え方をまとめさせていただいたところであります。

また、第10条第5項の部分におきましては、そういった点を含めて、他自治体へ転出された後、その転出先の自治体で認定を受け、新入学児童生徒学用品費を重複して受ける形になるという恐れもありますことから、これにつきましては当該町村におきまして連絡、調整を行っております。そういった形で転出、転入があった場合は通知をし合う形で連携を取り合っております。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時07分

小尾委員 第8条第1項の中で、住民基本台帳上同一世帯全員の前条で規定する収入を合算しとなっておりますが、過去の事例の中で、高校生のアルバイト収入も収入に入れる例がありました。それは情動的にいかがなものかと思いますが、その点はどのように捉えているのでしょうか。また、アルバイトしている高校生は規定のとおりアルバイトでの収入額を申請しているのでしょうか。

学校教育課長（高橋 修二） その点につきましては、今まではっきりとした規定はなく、認定の中でアルバイト収入を一部除いて認定してきたところであります。今回の第8条では世帯所得としておりますが、中学校等は除くと新たに規定しております。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

（ありません）

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第55号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第56号につきましては原案どおり可決いたします。

次に日程第12、議案第57号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましてはプライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。そのほかに何かございませんか。

(ありません。)

田村教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第14回教育委員会会議を閉じます。